

なごやの学童保育

市連協ニュース No.12

2017年度・4月3日発行

名古屋市学童保育連絡協議会

TEL(052)-872-1972

FAX(052)-308-3324

E-Mail:info@gakudou-nagoya.org

HP <http://gakudou-shirenkyou.nagoya/> Facebook <https://www.facebook.com/NagoyaNoGakudouHoiku>

学童保育へようこそ

新会員の皆さんへ

新たに学童保育所にお子さんを通わせる保護者のみなさん、新しく学童保育指導員になったみなさん、おめでとうございます。学童保育へようこそ。名古屋市学童保育連絡協議会（市連協）に新たに加入した学童保育のみなさん、私たちに共鳴いただき、ありがとうございます。

学童保育は保育園と違い、制度が市町村で異なります。誰が施設を用意し、誰が指導員を雇用し学童保育所を運営するのか。公立保育園のように市町村が施設を用意し指導員を雇用する「公設公営」と呼ぶ形態もあれば、市町村は施設設置の費用は負担するが指導員の雇用や運営は外部にゆだねる「公設民営」もあります。

名古屋市は全国では少ない「民設民営」です。地域役職者が中心の組織「地域運営委員会」の経営という建前ですが、実質は保護者が土地や借家を手当てし（プレハブは市が貸与）、指導員を雇用しているところが大半です。名古屋市や愛知県・国から助成金は受けていますが、あくまで自主運営です。ゆえに、高額な保育料、不安定な経営、保護者や指導員の事務負担などの課題があります。

各区には学童保育の連絡協議会（区連協）があり、その力を一つにするため市連協があります。市連協は毎月、各区代表者の会議を開いて意見や情報を共有しています。行政や議会に働きかけ助成制度の向上を目指し、学習会や研究集会、各種交流などを通し運営や保育の充実を図っています。県や国の連絡協議会協会を通じ、県や国にも働きかけをしています。

自主運営は大変ですが、保護者と指導員の結びつきは強く、共に考え協力して自由に学童保

育を運営できるという長所もあります。市連協とともに、子どもたちのより豊かな放課後・地域生活の実現を目指していきましょう。

学童保育の公園利用に道

市が運営委員長会議開催

名古屋市は3月22日、名古屋市昭和区の高齢者就業支援センターで「運営委員長会議」を開き、条件を満たせば学童保育施設の公園（都市公園）への設置を認め、対象となる学童保育施設を2019年7月以降に着工する方針を示しました。2018年度の助成金は、基本額を年17,000円減額（開催日1日減のため）し、常勤職員配置助成は年108,000円、処遇改善助成は年34,000円、キャリアアップ助成は1,000～5,000円増額しました。（※運営委員長=各学童保育の運営上の責任者です）

学童保育の公園利用は、都市公園法改正に伴うもの。市は学童保育が公園を利用できる基準に①公園の美観を害しないこと、②公園の機能を害しないこと、③公園の広場の敷地面積の30%を越えないこと—の3点を挙げました。

さらに学童保育がクリアすべき条件を①都市公園以外に運営場所がないこと（公園利用申請の前に他の土地を充分に探すこと）、②近隣住民や地域役員、公園の利用者に説明をし理解を得ること、③占有区画を仕切る自前の外構工事、④公園の保全への協力を示しています。

実施までのスケジュールとして、4月に申出受け付け開始を通知して6月中旬に締め切り、7月に候補を確定するとしています。

利用のハードルは高そうですが、全く門戸が開いていなかった従来に比べれば大きな前進です。土地探しで困っている学童保育の皆さん、是非挑戦をしましょう。